

平成20年度横浜市予算に対する要望・提言への回答

平成20年3月24日

青葉区民会議

代表 小池由美 様

横浜市青葉区長 細谷 延

1. 鶴見川サイクリングコースについて（神奈川県への要望・提言）

鶴見川沿いのサイクリングコース周辺は、青葉区民にとって緑豊かな水辺の散策路として憩いの場になっています。ウォーキングする人もサイクリングする人も安全で快適に利用できるような整備・管理していただくことを要望します。

サイクリングコース周辺を夏場に優先的に草刈りをする事で、コースの幅が広がり安全性が保たれます。19年度は神奈川県の担当課（県民部青少年課）を訪問し相談しました。そして通行に支障のある場所を優先する等の配慮をしていただき、適切な草刈り整備が実施されました。今後も生い茂った草で道幅が狭くなる夏場に耕地橋から常盤橋・田園都市線高架下・川間橋から新川間橋を優先し、歩行者、自転車が安全で快適に利用できるような草刈り整備を継続して計画的に実施することを要望します。

【 回 答 】

ご提案・要望をいただいた区間の状況ですが、区民会議自然環境部会のみなさまが神奈川県を訪問されてから、神奈川県が定期的に草刈りを行っていること、また、サイクリングコースの安全柵について2月21日に補修工事が行われていたことを青葉区で確認しています。

青葉区としても、区民の皆様からいただきましたご要望・提案について、神奈川県へ伝えてまいりますので、今後ともご要望・提案がありましたらご相談ください。

横浜市青葉区区政推進課長 中川 理夫

（区政推進課 電話：045-978-2221 FAX：045-978-2411）

2. 市が尾駅から寺家ふるさと村への散策路について

青葉区民にとって寺家ふるさと村は、四季おりおり楽しめる里山公園です。

近年は地元青葉区民だけではなく他区から訪れる方も増えています。

バスや自家用車を使わずに歩いて寺家ふるさと村を訪れる人への案内コースとして「市が尾駅から寺家ふるさと村への散策路」を鶴見川沿いに位置づけ、新たに整備することを要望します。

【 回 答 】

青葉区には、現在のところ区内の散策路の位置づけがありませんが、区民の方々による活動団体が「散策路マップ」を作成している例があります。

また、「市が尾駅から寺家ふるさと村への散策路」の整備計画は現在のところありませんが、鶴見川左岸の常盤橋より下流側には自転車歩行者専用道路（青少年サイクリングコース）がありますので、散策路として御利用いただくことができます。

今後も、散策路の位置づけなどについて、区民会議の皆様と話し合いを続けてまいりたいと考えております。

横浜市青葉区区政推進課長 中川 理夫

（区政推進課 電話：045-978-2221 FAX：045-978-2411）

3. 雨水調整池ビオトープの管理マニュアルの作成について

横浜市では雨水調整池ビオトープを1990年代中ごろから設置しはじめ、青葉区にはすでに1ヶ所完成している。これは大都会の住宅地のなかに多種多様な生物が生息する場所として大変貴重です。

しかし、せっかく作られた雨水調整池ビオトープも放置しておくとも荒れてしまいます。草刈りや清掃等、適切な手入れをすることによってトンボや鳥たちが来て市民が親しめる水辺になります。

区民会議委員を主体とした青葉ビオトープの会が青葉区内3ヶ所のビオトープについてこの3年間管理活動を行ない、また、平成19年1月には参加者50名を得た公開勉強会を開催しましたので、ビオトープの管理については担当部署の方もご理解いただいているものと考えます。

それ等をふまえ、なお当局関係者の専門知識を活用して雨水調整池ビオトープを如何に管理するのが良いのか、雨水調整池ビオトープの管理方針を示した管理マニュアルを策定することを要望します。

【 回 答 】

雨水調整池に築造してきたビオトープにつきましては、「住宅地の中で、どのような自然形態として残り、どのように管理していくのか」が常に課題となっております。

本来の理想としては、なるべく手を加えないようにして自然の循環に任せるというものでしたが、蝶やトンボ、鳥は来るようになったものの、雑草が生い茂り、近隣の方々に迷惑をかけることも多いのが現実です。

現在、市内全体で44箇所、青葉区内では19箇所の雨水調整池にビオトープを築造しておりますが、各箇所毎に修景や植生も異なるため、管理の特性も一様ではなく、統一的なマニュアルを作成することについては困難な状況です。

参考とするべく、全国的な作成例もホームページで確認してみましたが、屋上や学校などの限定的な施設では検討されているものの、汎用的なものは見つからず、施設毎に経験に基づいて実施しているようです。

従って、行政がマニュアルを作成し、それで管理をお願いするよりも、日頃管理をして頂いている皆様方のご意見を承りながら、まとめるような方向でマニュアル化出来ればと考えております。

今後とも、自然環境の保全のための活動をよろしくお願いいたします。

横浜市環境創造局 水・緑管理課長 大村 昇

(水・緑管理課 電話:045-671-2819 FAX:045-651-0715)

4. 水と緑の基本計画（青葉区版）」の作成について

横浜市は平成19年に「水と緑の基本計画」を作成しました。そして流域別基本計画として「鶴見川水系河川整備計画」も平成19年に完成しました。

青葉区民会議は上記基本計画で青葉区はどのようなになるのか注目いたします。

次は青葉区としての具体的な中長期計画を策定することを要望します。

【 回 答 】

現在、横浜市全体において、都市化の進行により樹林地や農地、谷戸、水路など、身近な水と緑の環境が減少しています。横浜市が策定した「水と緑の基本計画」では、こうした自然環境を未来へ継承すべく、市民・事業者の方々との連携・協働を広げることとしています。特に青葉区内では、こどもの国周辺地区が緑の7大拠点の一つとして位置づけられ、樹林地や農地の保全が求められています。

青葉区としては、この「水と緑の基本計画」や区の中長期的なまちづくりの方針を示した「青葉区まちづくり指針」に基づき、様々な方のご意見や、土地所有者の方のご理解をいただきつつ水と緑の環境保全に努めてまいりたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

横浜市青葉区区政推進課長 中川 理夫

(区政推進課 電話:045-978-2221 FAX:045-978-2411)

5. 地産地消について

本年度も横浜市環境創造局が推進している地産地消に賛同して、この活動を区民会議としても推進するため、生産者の協力を得て「野菜くだもの直売所マップ」を、青葉区としては初めて作成しました。

農地を保全し、かつ新鮮な農産物を提供する活動の一環として、更なる取組み方と啓発活動について、区のお考え方をご提示下さい

【 回 答 】

地産地消につきましては、「市民と農との地産地消連携事業」として、環境創造局で平成20年度に事業が実施される見込みです。また、区内の水緑環境や田園景観保全に対する区民ニーズは高く、青葉区としましても「区民参加による田園景観保全事業」により環境創造局等所管局と調整を図りつつ、田園景観保全に向けた区民協働による農業支援策の策定の検討を進めてまいります。

横浜市青葉区区政推進課長 中川 理夫

(区政推進課 電話:045-978-2221 FAX:045-978-2411)

6. 担当部署の明確化について

地産地消の推進と農地・緑地の保全の重要性は、多くの区民の共通認識となっております。

そのため、この2つを担当する部署を区役所内に設定して下さい。

【 回 答 】

地産地消及び農地・緑地の保全につきましては、「区のまちづくりの調整に関する」業務として、区政推進課が窓口となり、環境創造局等と調整を行っております。

横浜市青葉区区政推進課長 中川 理夫

(区政推進課 電話:045-978-2221 FAX:045-978-2411)

7. 農地・緑地保全について

(1) 市街化調整区域がなし崩し的に転用され、緑地が減少しています。農業専用地区においても同様に、農地面積が減少しています。両者は共に青葉区の貴重な財産ですが、この減少に歯止めを掛ける区の対策・考え方をご提示下さい。

(2) 緑地を積極的に保全・回復・創出するために、以下のことを要望します。

平成17年度から「横浜市緑の7大拠点」のひとつとして位置づけ市民の森の事業計画している恩田地区の整備を推進し、青葉区内に「市民の森」を早期実現すること

【 回 答 】

(1) 市街化調整区域の農地の保全を図るため、農業専用地区については、ほ場整備事業や施設整備事業など各種施策を優先的に実施しています。

また、農業振興地域内の農用地区域のような法的に担保された区域についても、引き続き保全に努めていきます。さらに不耕作地の改善策として、農家間での農地の貸し借りの仲介を行うとともに、市民農園の開設の誘導により市民が農にふれあう場を提供することなどで、農地の有効活用を図っていきます。

横浜環境創造局農地保全課長 山田 薫

(農地保全課 電話:045-671-2605 FAX:045-664-4425)

(2) 現在、市民の森の指定に向けて土地所有者の方々に御協力をお願いしているところであり、相当規模のまとまった緑地について指定同意が得られたところから、早期に公開できるよう努力してまいります。

横浜市環境創造局環境整備部用地調整担当課長 毛涯 清隆

(用地調整課 電話:045-671-2279 FAX:045-641-3490)

8. 青葉区景観づくりについて

平成18年12月、横浜市では「横浜市景観ビジョン」を作成しました。その中で、「横浜市は多様な地域から成り立っており、地域の個性を生かして地域毎に取り組みます」と記載されています。

従って市のみに景観づくりを任せるのではなく地域ごとの（区ごと）のきめ細かな対策が必要になってきます。青葉区の特性を生かして、区としてはどのような取り組みを考えておられるかご開示下さい。

【 回 答 】

「横浜市景観ビジョン」は、市民、事業者、行政が共有する景観形成の方向性を示すものとして、平成18年12月に策定されました

この景観ビジョンでは、具体的に目指す景観像はそれぞれの地域で考えていくものとし、地域ごとの景観づくりにおいて考慮すべきことがらを「景観形成の方向性」として示しています。

青葉区においても、駅前や郊外住宅地、まとまった樹林地・農地、河川、幹線道路沿道など、様々な地域があるため、それぞれの地域において、区民の皆様とともに景観形成を考えていくことが必要です。

青葉区まちのルールづくり相談センター（区政推進課内）では、地域のまちづくり活動に対して様々な支援を行っていますので、景観づくりをお考えの地域がありましたら、お気軽にご相談ください。

横浜市青葉区区政推進課長 中川 理夫

（区政推進課 電話:045-978-2221 FAX:045-978-2411）

9. 在来種の保護とゾーニングについて

横浜市が推進している150万本植樹行動が青葉区でも行動計画が発表されました。

植樹による緑地回復は水緑環境を保全するために意義のある計画と考えます。

都市化が続いている青葉区においては生態系の保全と都市緑地保全のバランスを考えて方針を作り計画することが大切と考えます。具体的には、ゾーニングの考え方を導入し、30年後50年後を視野に入れた構想をもとに水緑環境に関して青葉区らしいまちづくりが計画されることを要望します。

ゾーニングとは、その場所が谷戸や草地のような自然地として保全する場所、庭園型公園として花木を楽しむ場所、里山公園として森を回復する場所、道路の緑化と街の景観としての街路樹、人工的広場型公園、生態系を保全するための水辺等のような観点で分類し計画管理することです。

また、植樹する樹木についてはその地域の固有の在来種を用いることにより、多様な自然が保全され豊かな自然が再生されると考えます。青葉区内の植樹については、ゾーニングの考えに基づき適切な樹種を選定し、自然地・里山公園・水辺等では在来種が植樹されるよう要望します。

【 回 答 】

横浜市では、横浜開港150周年の平成21年度までに、市内に150万本の木を植えることにチャレンジする「150万本植樹行動」を進めています。

この行動は、横浜市が公共施設の緑化にさらに努めるとともに、市民・事業者の皆さんもご家庭や事業所等において緑を育む行動に取り組むことにより、それぞれライフスタイルや事業活動の中に緑を取り入れていただくことを目指しています。

また、本市では公園等の緑の整備にあたって、立地条件（住宅地、商業地、工業地など）、生育環境（沿岸地、乾燥地、湿地、日陰地など）を考慮し、市民の皆様の要望などをもとに目的に応じた樹木を選定するよう努めております。

公園等の緑の環境について、維持管理に無理が無く、地域の特性に応じた豊かな自然を感じるものとするためにも、是非とも皆様のご意見やご要望を今後ともいただければ有難く思います。

横浜市環境創造局環境政策課長 古山 諭

（環境政策課 電話:045-671-2686 FAX045-641-3490）

10. よこはまG30の発生抑制・減量化・資源化の推進について

よこはまG30は、17年度から実施された「プラスチック製容器包装リサイクル」の分別収集品目拡大により、「家庭ごみ」の減量化・資源化は、かなりの効果を上げております。

今後は、資源物の分別の徹底と総排出量を抑制することが重要課題でありますので、各地域における啓発普及活動を計画的に行うことを要望いたします。

【 回 答 】

市民の皆さんとの協働による分別の徹底・定着により、全市のごみ量は、13年度に対し、17年度は33.9%削減、18年度は35.9%削減と大きな成果をあげております。

ご指摘のとおり、さらなるごみの減量を進めていくには、ごみの分別に取り組むだけでなく、市民一人ひとりがマイバッグの持参や、使い捨て商品の使用を控え、繰り返し使えるものを利用するなど、「ごみの発生抑制」に取り組んでいくことが、今後ますます重要となってまいります。

一方、再生利用の推進はもちろんのこと、ごみになりにくい商品開発や使い捨て容器の削減など、生産・販売等に関わる事業者の発生抑制、再使用の取組を促進させることも重要と考えております。

そこで、自らG30に積極的に取り組み、既に大きなごみ減量を成し遂げている横浜市民の声を事業者へ伝え、環境に配慮した商品の設計や製造、リユース容器の使用拡大について協力を求めていると考えております。

今後も、市民の皆様が積極的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいただけるよう、普及啓発を推進してまいります。

横浜市資源循環局資源政策課長 濱田 雅巳

(資源政策課 電話：045-671-2503 FAX：045-641-1807)

11. 家庭ごみの分別方法について

- (1) 家庭ごみの分別収集にあたっては、各家庭に「ごみと資源の分け方・出し方」のパンフを配布されていますが、いまだに分別のルールを正しく理解されていない人が多く見受けられます。特に「家庭ごみ」の中にプラスチック製容器と古紙（その他雑紙）が混入しているため、混入を防ぐための、自治会、町内会への啓発活動を行って、分別の徹底を図ることを提案します。
- (2) 家庭から排出される家庭ごみをさらに資源化することを提案します。家庭ごみの中の「生ごみ」「剪定枝（枯葉を含む）」について一部で実施されている堆肥化を地域に導入することを提案します。
- (3) 学校教育の充実・学校での給食から出る残渣ごみを分別して堆肥化するなど実践、環境プログラムにより環境の大切さを学ぶ取り組みを行うことを提案します。

【 回 答 】

(1) 「自治会、町内会への啓発活動を行って、分別の徹底を図ること」について

平成17年4月から、分別品目拡大事業を実施し、多くの方に資源物の分別排出にご協力いただいております。しかし、今回ご指摘いただきましたとおり、まだまだ、燃やすごみの中に、資源物が混入している状況も見られます。

現在、正しく分別されず排出された物については、注意ステッカーを貼り分別の協力を促したり、分別されていないものが多い集積場所においては、周辺の各戸へ啓発を促すチラシのポスティングを行ったりしています。分別の改善が見られない場所では、職員が集積場所で、直接区民の方に、分別方法の説明や指導を行っております。

また、自治会・町内会等や集合住宅の管理会社から、ご要望があれば、現地へお邪魔し説明会を開催しております。

今後も、引き続き啓発活動を行ってまいりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

横浜市資源循環局青葉事務所長 眞鍋 邦子

(青葉事務所 電話:045-978-0025 FAX:045-975-0028)

(2) 「家庭から排出される家庭ごみをさらに資源化すること」について

「生ごみの資源化」についてですが、本市では、家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進するため、家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成及び家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成をしております。できた堆肥はご家庭の畑や花壇、プランター等にご活用いただいております。

また、生ごみの分別収集によるリサイクルでは、異物混入や臭気対策、さらには、資源化した後の利用先の確保などの課題がありますが、引き続き調査・検討してまいります。

「せん定枝の資源化」についてですが、本市では、事業者がせん定した枝をグリーンコンポスト施設で受け入れ、粉砕することで生チップとして、さらに発酵させて土壌改良材として、農地、公園、街路樹等で利用し、リサイクルしています。

また、家庭から出るせん定枝につきましては、これを粉砕するせん定枝チップ機の無料貸し出しを行うとともに、一部地域において、燃やすごみと別に回収し、土壌改良材などに資源化しております。

しかし、堆肥化等による資源化は、施設の受入れ量の問題や、安定した利用先の確保といった課題もありますので、せん定枝、草などの資源化の拡大につきましては、今後バイオマスエネルギーとしての活用なども含めて研究してまいります。

横浜市資源循環局資源政策課長 濱田 雅巳

(資源政策課 電話:045-671-2503 FAX:045-641-1807)

横浜市資源循環局業務課長 榛澤 俊成

(業務課 電話:045-671-2551 FAX:045-662-1225)

(3) 「学校給食残さの堆肥化」について

横浜市では、小学校において給食残さのリサイクルを実施しており、60校で生ごみ処理機による堆肥化、195校でリサイクル施設での飼料化の取組を行っています。

これらの取組により、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

横浜市資源循環局家庭系対策課長 大川 敏彰

(家庭系対策課 電話:045-671-3816 FAX:045-663-8199)